

## 仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について

平成 20 年 4 月 7 日  
仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定  
平成 25 年 7 月 1 日  
一部改正  
平成 25 年 11 月 5 日  
一部改正  
平成 26 年 6 月 3 日  
一部改正

## 1 趣旨

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「部会」という。）を開催する。

## 2 構成

- (1) 部会は、別紙に掲げる団体の代表者及び有識者により構成する。
- (2) 構成員の任期を 2 年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。構成員は再任されることができる。
- (3) 部会は、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が招集する。
- (4) 部会に、部会長を置き、構成員の互選によってこれを決定する。
- (5) 部会長は、部会の議事を整理する。
- (6) 部会長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (7) 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## 3 公開

- (1) 部会は、原則、公開とする。
- (2) 部会長は、部会の終了後、速やかに、当該部会の議事要旨を作成し、これを公開する。また、一定期間を経過した後に、当該部会の議事録を作成し、部会に諮った上で、これを公開する。

## 4 庶務

部会の庶務は、厚生労働省その他関係行政機関の協力を得て、内閣府仕事と生活の調和推進室において処理する。

## 5 その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

仕事と生活の調和連携推進・評価部会 構成員名簿

(団体の代表者)

海老井悦子	福岡県副知事
大日向雅美	男女共同参画推進連携会議議長
川口 晶	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長
北浦 正行	公益財団法人日本生産性本部参事
才木 誠吾	情報産業労働組合連合会政策局長
高橋 晴樹	全国中小企業団体中央会専務理事
南部美智代	日本労働組合総連合会副事務局長
福田 明子	J E C 連合特別中央執行委員
間部 彰成	日本商工会議所産業政策第二部長

(有識者)

阿部 正浩	中央大学経済学部教授
大沢真知子	日本女子大学人間社会学部教授
権丈 英子	亜細亜大学経済学部教授
榊原 智子	読売新聞東京本社編集局社会保障部次長
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授
樋口 美雄	慶応義塾大学商学部教授